

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 園芸畜産課 | 整理番号 | 22-3 |
|-------------------------|--|-------|------|------|
| 許認可等の種類 | 家畜人工授精所の開設の許可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第24条 | | | |
| 許認可等の概要 | 家畜人工授精所を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | <p>1 申請に係わる施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため以下に定める構造、設備及び器具を備えていること。</p> <p>(1)構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような困障があるもの</p> <p>(2)設備 処理室が衛生的操作並びに家畜人工授精用精液又は家畜受精卵及び薬品の保管に支障がないもの</p> <p>(3)器具</p> <p>ア 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具</p> <p>イ 家畜体内授精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具</p> <p>ウ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外受精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具</p> <p>2 当該施設の設置の場所が風紀上適当であること。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | 家畜改良増殖法第25条、同法施行規則第33条 | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 21日 | | | |
| 期間の制定根拠 | 申請に対する審査に要する日数(現地確認もあるため) | | | |